

令和4年度 予算及び事業計画に伴う通知集

愛鉄連健康保険組合
理事長 江原 功一

令和4年度予算及び事業計画が組合会にて承認されましたのでお知らせいたします。

令和3年度の決算見込みでは、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う事業所の休業等が落ち着き、報酬月額や賞与額は回復傾向にあります。医療費等の保険給付費が昨年度の“受診控え”による減少を取り戻すかのように大幅に増加し、令和3年度は11億4,400万円の赤字となる見込みです。

令和4年度予算は、納付金は減少したものの、収入の回復には未だ時間がかかるとの予測から、準備金資産を繰り入れる予算編成とし、健康保険料率を前年度から0.2%引き上げることとなりましたが、介護保険料率との合計では1.4%の引き下げとなり、協会けんぽ愛知支部との差を3/1000下回る料率は維持しています。

令和4年度の事業計画では、重症化予防に重点を置いた保健事業を充実・強化することで加入事業所の皆さまの健康支援を継続し、令和3年度から運用を開始した「コスモウェブ」をより利便性の高いものとなるようサービスを拡張し、推進してまいります。

また、法改正に伴う変更点等の情報は随時、わかりやすい情報発信に努め、組合財政基盤の安定化のための適用拡大(新規事業所の勧誘)にも引き続き取り組んでまいります。

今後も安定した組合運営の継続に引き続き努力してまいります。ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

□■□ 通知内容 □■□

1. 令和4年度 健康保険料率・介護保険料率について
(裏面:標準報酬・保険料月額表)
 2. コスモウェブにおける受付可能申請書等の追加について
 3. 令和4年度 保健事業について
 4. 令和4年10月に行われる法改正に伴う変更点
 5. 適用拡大の推進について
- ◇ 新入社員向け「社会保険の知識」の申し込み・健康保険概要説明、健康講話のご案内

【お問合せ】

愛鉄連健康保険組合 通知に記載の各担当課
TEL : 052-461-6131 FAX:052-461-6135

1. 令和4年度 健康保険料率・介護保険料率について

令和4年度の保険料率が組合会において下記のとおり決定されましたのでお知らせいたします。新型コロナウイルス感染症の影響に伴う事業所の休業等は落ち着きを見せ、報酬月額や賞与額は回復傾向にあるものの、伸びが緩やかであることから前年度から健康保険料率は0.2/1000引き上げることとなりましたが、介護保険料率との合計では1.4/1000下がり、下表のとおり協会けんぽを3/1000下回る料率は維持しています。【参考：協会けんぽ（愛知支部）との差】をご覧ください

なお、変更に伴う新しい「標準報酬・保険料月額表」を裏面に掲載いたしましたので、ご利用ください。

記

◆ 令和4年3月1日適用

（ただし、任意継続被保険者は、令和4年4月1日適用とする。）

基本保険料率 **55.35/1000**（従前 52.69/1000）

特定保険料率 **39.69/1000**（従前 42.11/1000）

調整保険料率 **1.26/1000**（従前 1.30/1000）

健康保険料率 **96.30/1000**（従前 96.10/1000）

介護保険料率 **16.40/1000**（従前 18.00/1000）

※ 令和4年3月分は、4月中旬に組合から告知し、納付期限は5月2日です。

	健康保険料率 (基本保険料率+特定保険料率+調整保険料率)	介護保険料率	料率計
事業主	48.15/1000	8.20/1000	56.35/1000
被保険者	48.15/1000	8.20/1000	56.35/1000
計	96.30/1000	16.40/1000	112.70/1000

※ 健康保険料は、基本保険料・特定保険料・調整保険料の合計です。

※ 介護保険料は、40歳～64歳の被保険者が対象です。

【参考：協会けんぽ（愛知支部）との差】

	健康保険料率	介護保険料率	合計料率
①愛鉄連健康保険組合	96.30‰	16.40‰	112.70‰
②協会けんぽ 愛知支部	99.30‰	16.40‰	115.70‰
(①—②)	△3.00‰	同率	△3.00‰

【お知らせ】
令和4年3月分保険料（4月送付）分から納入告知書の様式が変わります。
取り扱いについては従来と変更ありません。

【お問合せ】 愛鉄連健康保険組合 総務課
MAIL:soumu@aiteturen-kenpo.or.jp
TEL:052-461-6131

2. コスモウェブにおける受付可能申請書等の追加について

当組合では、暗号化通信による加入事業所との情報交換ツール、「コスモウェブ(Kosmo Communication Web)」の運用を令和3年6月から開始し、多くの加入事業所の皆様にご利用いただいております。「コスモウェブ」は、現在紙によって行われている申請や届出などの手続を、インターネットを利用して行えるようにするものですが、令和4年3月1日から、従来の申請書等に加えて、下記の申請書等についても受付を開始いたしますのでお知らせします。

受付開始申請書等(令和4年3月1日受付開始)

- ①資格取得届
- ②被扶養者(異動)届
- ③資格喪失届
- ④月額変更届
- ⑤被保険者証滅失・き損再交付申請書
- ⑥被保険者氏名変更(訂正)届
- ⑦被保険者生年月日訂正届
- ⑧被扶養者氏名・生年月日変更(訂正)届
- ⑨産前産後休業取得者申出書
- ⑩産前産後休業取得者変更(終了)届
- ⑪育児休業等取得者申出書(新規・延長)
- ⑫育児休業等取得者終了届
- ⑬介護保険適用除外該当・不該当届
- ⑭各種滅失・回収不能届
- ⑮インフルエンザ予防接種補助金支給申請書
- ⑯インフルエンザ予防接種補助金申請者一覧表

申請(アップロード)するファイル形式につきましては、PDFやCSV、ZIPファイル等さまざまな形式に対応しております。申請方法等につきましては、コスモウェブの利用開始時にご登録いただいたメールアドレス宛に説明資料と動画のリンク先URLを送信(2月末までに)させていただきますので、よろしくお願いいたします。

<参考>従来から行っている受付可能な申請書等

- ①被保険者・被扶養者住所変更届
- ②各種証明願
- ③データ作成伺
- ④人間ドック・特定健診・脳健診・婦人科健診・がん健診受診申込書
- ⑤歯科健診受診申込書
- ⑥愛・健康サポート実施申込書
- ⑦オンライン禁煙外来・禁煙外来参加申込書
- ⑧契約施設利用補助券申請書
- ⑨ボウリング共通利用補助券申請書
- ⑩PepUp本人確認用コード再通知依頼書
- ⑪保険医療機関受診履歴一覧表作成依頼書
- ⑫チャレンジ!禁煙参加申請書

【お問合せ】

愛鉄連健康保険組合 情報システム課
Mail: joho.web@aiteturen-kenpo.or.jp
TEL: 052-461-6131

■コスモウェブ



382/574事業所が登録済みです(令和4年2月現在)

コスモウェブを利用するには、当組合ホームページから利用開始登録をする必要があります。
未登録の場合『メールアドレス登録方法』を同封しておりますので、ぜひご登録ください。

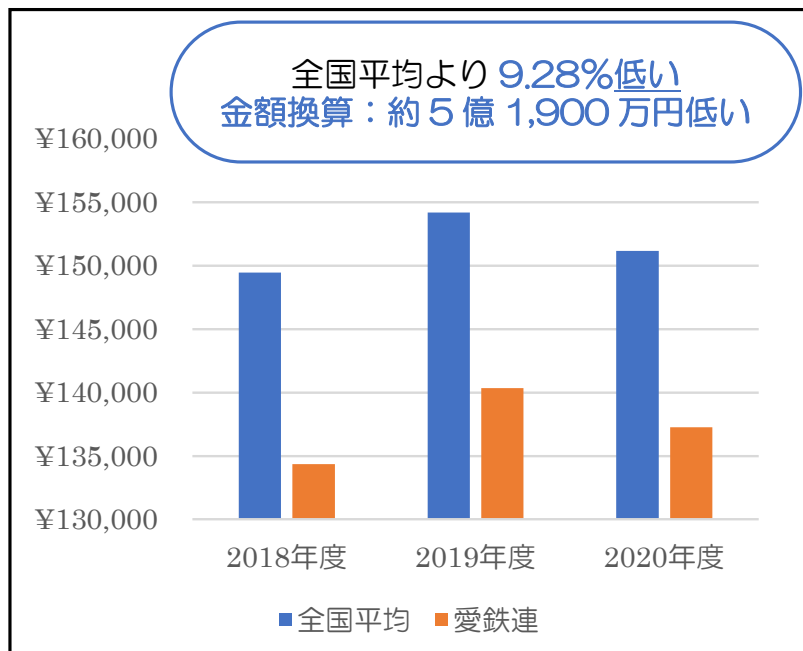
3. 令和4年度 保健事業について

～効率的で効果の望める保健事業で、医療費の削減を目指します！～

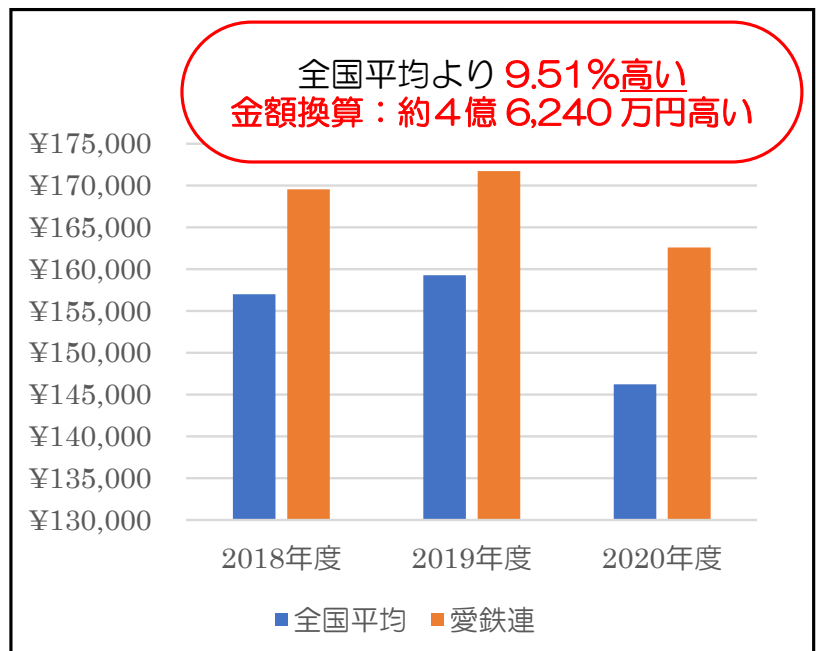


◆ 疾病予防（重症化予防）事業の効果 ～1人当たり医療費の比較◆

【本人医療費】



【家族医療費】



本人医療費については疾病予防事業（健診、保健指導、再検査、受診勧奨）の効果が表れているのに対し、家族医療費については健診受診率の低さが影響し、疾病が重症化した後に医療機関を受診していると推測されます。家族健診の受診率を向上させることで重症化を予防し、医療費の削減を目指します。

◆ 保健事業の重点項目 ◆



① 特定健診・特定保健指導の実施率向上

生活習慣病を予防するには、健診を定期的に受診することが重要です。加えて、健診後の保健指導や再検査、受診勧奨に積極的に取り組むことで、医療費の削減が見込まれます。令和2年度における家族の特定健診受診率は42.4%（前年比11.8%増）となっており、「家族健診の協働事業」を普及促進して、事業所の皆さまとともに家族健診の受診率向上に取り組んでまいります。

また、特定保健指導は、生活習慣や健診結果の改善につながります。特定保健指導の推進に向けて、事業所訪問を行うとともに、若年者に対する一般保健指導や健康セミナーの開催など特定保健指導の対象者とならないよう早期に介入する取り組みも進めます。

② 重症化予防事業の新たな取り組み

とくに医療費がかかると言われている人工透析（年間400～600万円）の多くは、糖尿病性腎症が原因であると言われています。新たに「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を導入し、新規の人工透析導入患者の削減を目指します。

③ 喫煙率低下に向けた取り組み

全国平均と比べて高い喫煙率の低下に向けて、禁煙お助け事業の内容をリニューアルします。

④ 専門職の活用（保健師・管理栄養士等）

専門職が事業所における従業員の健康管理をお手伝いします。健診後のフォローだけでなく、健康意識の啓発を目的とした健康セミナーを開催します。（対面、動画）

⑤ 健康経営支援事業

健康経営は、企業イメージや生産性の向上、組織の活性化など様々な効果が期待できるとともに、組合にとっても加入事業所との関係強化や将来医療費の削減につながります。「健康宣言」の普及と「健康経営優良法人」の認定に向けたお手伝い等、健康経営を積極的に推進します。

【お問合せ】愛鉄連健康保険組合 健康管理課

Mail: kenkoukanri@aiteturen-kenpo.or.jp

Tel: 052-461-6131

4. 令和4年10月に行われる法改正に伴う変更点

被用者保険の適用拡大

- 法律改正に伴い短時間労働者の健康保険・厚生年金保険の適用が更に拡大されます。

【要件早見表】

対象	要件	平成28年10月～ (現行)	令和4年度の改正	令和6年度の改正
			令和4年10月～ (改正)	令和6年10月～ (改正)
事業所	事業所の規模	常時500人超	常時 100人 超	常時 50人 超
短時間労働者	労働時間	週の所定労働時間が20時間以上	変更なし	変更なし
	賃金	月額88,000円以上	変更なし	変更なし
	勤務期間	継続して1年以上使用される見込み	継続して 2か月を超えて 使用される見込み	継続して2か月を超えて使用される見込み
	適用除外	学生でない	変更なし	変更なし

- 要件に該当する方は、改正後に資格取得届を提出してください。

育児休業中の保険料免除要件の見直し

- 短期の育児休業の取得に対応して、月内に14日以上育児休業を取得した場合においても当該月の保険料が免除されます。
- 賞与に係る保険料については1か月を超える育児休業を取得している場合に限り、免除の対象となります。

現行は標報（毎月の保険料）も賞与保険料も免除要件は同じ

現行（標報）	現行（賞与）
【免除要件】 月末において育児休業等を取得している	



改正後（標報）
【免除要件】 月末において育児休業等を取得している または 同月内に14日以上育児休業等を取得している
改正後（賞与）
【免除要件】 月末において育児休業等を取得している かつ 育児休業等を1か月超取得している

i 異なる2つ以上の育児休業等の期間が連続している場合には、併せて1つの育児休業等とみなす措置が導入される

【お問合せ】

愛鉄連健康保険組合 業務課
Mail: gyomu@aiteturen-kenpo.or.jp
Tel: 052-461-6131

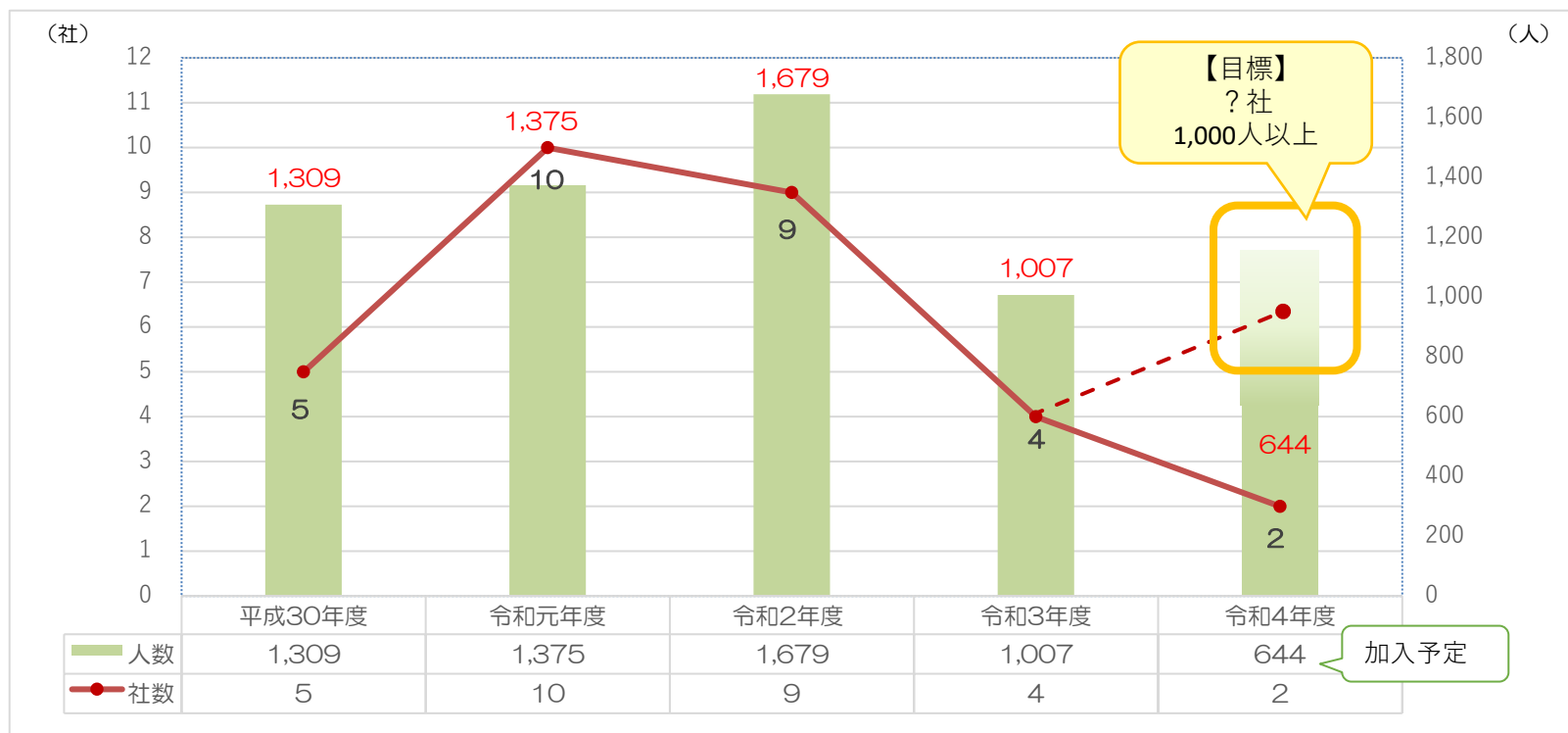
5. 適用拡大の推進について

当組合では被保険者を増加させることで保険料収入を確保し、年々高額化する医療費や納付金の支払いに備える等、安定した組合経営を目指し適用拡大（新規事業所の勧誘）を実施しています。

平成30年度には当組合の理事で構成する「適用拡大推進WG」を創設し重点事業として取り組んでまいりました。その結果、令和4年度の加入予定事業所を含めてこれまでに30社 6,014名の新規加入をいただいています。

今後も協会けんぽに加入している優良事業所の勧誘を実施し、自動車関連をはじめ農業機械、航空機産業など、様々な分野の事業所に加入いただくことで、より一層の財政基盤の安定を目指し、景気変動によるリスクの分散にもつながるとして推進してまいります。

■ 適用拡大の実績と今後



■ 適用拡大の方法

- 春と秋の年2回、DMでリーフレットを配布
- 専用のホームページを活用しての加入促進！
- 契約健診機関との連携強化（事業所の紹介を依頼）

■ 適用拡大の目標

令和5（2023）年5月末までに・・・被保険者 45,000人を目指す

※令和3年12月末時点の被保険者：38,239人

これまでに加入いただいた事業所様からは・・・

- ☆ 協会けんぽと比べて**保険料が安い！**
- ☆ 健診をはじめとした**様々な保健事業**や補助金が手厚い！
- ☆ 特に健診後の**フォローが充実**している！

上記のような“協会けんぽ”との違いに好評をいただきました。